

高年齢雇用継続給付の内容及び 支 給 申 請 手 続 に つ い て

被保険者・事業主のみなさまへ

高年齢雇用継続給付は、60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付であり、高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的としています。

60歳に達したときに被保険者であった期間が5年以上であるなど一定の受給要件を満たし、この給付金の支給を受けようとする場合には、公共職業安定所(ハローワーク)に支給申請等の手続を行ってください。

高年齢雇用継続給付は在職者の方を対象とする給付金であり、事業主の方を経由して支給申請等の手続を行っていただくようお願いします。

なお、賃金証明書や受給資格確認票の提出がなかつたり、遅れたりすると、被保険者の方が支給を受けられなくなることがありますので、ご注意ください。

※令和7年3月31日までに60歳となった方等は支給率が異なります。詳細は9~11頁をご覧ください。

 厚 生 労 働 省
都 道 府 県 労 働 局
公共職業安定所(ハローワーク)